

令和6年5月21日

保護者の皆様

杉並区立和田小学校  
校長 山岸 寛也

## 特別警報等発令時の区立学校の対応について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動についてご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、今後台風等の接近・通過や大雨等で気象警報が発表されることが予想されます。今後、台風や大雨・暴風・洪水等の局地的な豪雨等が予想される場合には、原則として下記のとりの対応となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、お子様の安全を第一に考えて対応していただきますようご配慮をお願いいたします。

### 記

- I 警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）が杉並区に発令された場合や局地的な豪雨が発生した場合は、以下により判断、対応します。
  - (1) 学校で判断する場合
    - ア 登校時の対応
      - ・当日の午前6時の時点で判断します。臨時休業や始業時間の繰り下げ等の措置をとる場合は、連絡アプリで保護者の方へ周知します。
    - イ 在校時の対応
      - ・警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）の発令や局地的な豪雨の状況を受け、一時待機や終業時間の繰り上げ等の措置を講じることがあります。
      - ・下校については、気象状況、河川等の状況により、一斉下校、集団下校等の措置を講じます。
      - ・対応措置については、連絡アプリで周知します。
  - (2) 教育委員会が判断する場合
    - ア 判断が必要な状況
      - ・気象庁の情報を基に、幼児・児童・生徒の登下校、登降園時に大きな被害が及ぶことが予想される場合とします。
    - イ 判断をする時刻
      - ・原則、前日の午後2時の時点とします。
    - ウ 基本的な措置の内容
      - ・臨時休業の措置をとります。

2 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）が杉並区へ発令された場合又は、発令が予想される場合は、教育委員会の判断により、以下の対応をします。

(1) 登校時の対応

ア 判断をする時刻

- ・原則、前日の午後2時の時点とします。
- ・前日の予想より著しく天候が悪化した場合は、当日の午前6時の時点とします。

イ 措置の内容

- ・臨時休業の措置をとります。
- ・連絡アプリで保護者等に周知します。

(2) 在校時の対応

ア 措置の内容

- ・原則、児童は学校待機とします。
- ・授業を打ち切り、児童及び教職員の安全確保を図るため、各学校で作成している防災計画やマニュアルに基づいた対応を適切かつ迅速にとります。
- ・校長の指揮の下、「対策本部」を立ち上げ、組織的な緊急対応を開始します。
- ・校外学習中に発令された場合は、迅速・適切な方法により児童の安全を確保する。  
また、帰校について、学校は、現地の状況について情報収集するとともに、済美教育センターと十分な連携を図り、現地での一時待機や帰校等について判断します。
- ・学校による連絡アプリで周知します。

イ 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）解除後の対応

- ・下校については、「引き渡し」を原則とします。
- ・下校方法や状況について、連絡アプリで周知します。

【問い合わせ先】 杉並区立和田小学校

副校長 石原 江美

03-3383-2425